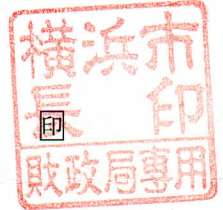


控除対象寄附金指定通知書

財税制第 1074 号  
平成 25 年 3 月 29 日

横浜市港南区港南台九丁目 30 番 31 号  
特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金  
理事長 角田 東一 様

横浜市長 林 文子



平成 25 年 3 月 7 日付けの申請により、次の寄附金について横浜州市税条例第 29 条の 4 の 3 に規定する控除対象寄附金として指定しましたので通知します。

1 控除対象寄附金の内容

特定非営利活動法人ホテルのふるさと瀬上沢基金の主たる目的である業務に関連する寄附金（横浜市の区域外に施設を建設するための費用等に充てることを目的とするものを除く。）

2 寄附金が控除対象寄附金として市民税所得割の寄附金税額控除の対象となる日

平成 25 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日まで

○ 認定期間満了に伴う届出書提出のお願いについて

認定特定非営利活動法人としての認定期間満了（平成 30 年 2 月 28 日）に際しては、更新の有無に関わらず、「控除対象寄附金指定事項変更届出書」の提出をお願い致します。

なお、法人を解散した場合や、事務所・事業所の所在地・法人名称等の変更など、申請内容に変更が生じた場合についても、「控除対象寄附金指定事項変更届出書」の提出をお願い致します。

（参考条文）

横浜州市税条例第 29 条の 4 の 4 第 5 項

控除対象寄附金募集者は、第 1 項の規定により提出した申請書及びそれに添付した書類の内容に変更があったときは、規則で定めるところにより、直ちに、その旨を市長に届け出なければならない。